

貸借対照表

科 目	当 期	前 期
	平成20年3月31日現在	平成19年3月31日現在
資産の部		
流動資産	12,265	11,834
現金及び預金	2,348	2,184
受取手形	3,263	3,216
売掛金	3,941	3,692
商品	2,231	2,267
前渡金	46	51
繰延税金資産	110	133
未収入金	242	214
未収消費税等	79	79
その他	5	4
貸倒引当金	△ 2	△ 8
固定資産	1,832	1,891
有形固定資産	739	750
建物	94	102
土地	619	619
その他	25	27
無形固定資産	104	140
ソフトウェア	94	130
電話加入権	9	9
投資その他の資産	988	1,000
投資有価証券	338	404
関係会社株式	287	269
出資金	13	13
長期貸付金	13	14
長期前払費用	3	3
繰延税金資産	173	134
差入保証金	154	156
その他	11	7
貸倒引当金	△ 6	△ 2
資産合計	14,098	13,726

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期
	平成20年3月31日現在	平成19年3月31日現在
負債の部		
流動負債	4,026	4,135
支払手形	563	498
買掛金	2,587	2,756
未払金	315	324
未払費用	162	170
未払法人税等	250	236
前受金	93	85
預り金	45	57
その他	6	6
固定負債	656	611
退職給付引当金	520	489
預り保証金	51	37
長期末払金	84	84
負債合計	4,682	4,747
純資産の部		
株主資本	9,304	8,829
資本金	898	898
資本剰余金	961	961
資本準備金	961	961
利益剰余金	7,778	7,303
利益準備金	136	136
その他利益剰余金	7,641	7,167
別途積立金	6,880	6,330
繰越利益剰余金	761	837
自己株式	△ 333	△ 333
評価・換算差額等	111	149
其他有価証券評価差額金	110	148
繰延ヘッジ損益	0	0
純資産合計	9,415	8,978
負債及び純資産合計	14,098	13,726

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期
	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
売上高	31,004	31,245
売上原価	26,889	27,093
売上総利益	4,115	4,152
販売費及び一般管理費	2,993	2,905
営業利益	1,121	1,247
営業外収益	183	194
受取利息及び配当金	8	5
仕入割引	154	160
その他	20	28
営業外費用	74	75
支払利息	0	0
売上割引	62	65
その他	11	9
経常利益	1,231	1,367
特別利益	2	12
移転関連収入	—	10
固定資産売却益	—	0
投資有価証券売却益	1	2
貸倒引当金戻入益	1	—
特別損失	11	13
移転関連費用	10	12
固定資産除売却損	1	0
税引前当期純利益	1,222	1,366
法人税、住民税及び事業税	512	535
法人税等調整額	9	44
当期純利益	700	786

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

当期 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで) (単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成19年3月31日残高	898	961	136	6,330	837	7,303
当期の変動額						
剰余金の配当					△ 225	△ 225
当期純利益					700	700
剰余金の内訳 科目間の振替				550	△ 550	—
株主資本以外の項目の 当期の変動額 (純額)						
当期の変動額合計	—	—	—	550	△ 75	474
平成20年3月31日残高	898	961	136	6,880	761	7,778

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延へ ツジ損 益	評価・換 算差額等 合計	
平成19年3月31日残高	△ 333	8,829	148	0	149	8,978
当期の変動額						
剰余金の配当		△ 225				△ 225
当期純利益		700				700
剰余金の内訳 科目間の振替		—				—
株主資本以外の項目の 当期の変動額 (純額)			△ 38	0	△ 38	△ 38
当期の変動額合計	—	474	△ 38	0	△ 38	436
平成20年3月31日残高	△ 333	9,304	110	0	111	9,415

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1)有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式……………移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの……………移動平均法による原価法
- (2)たな卸資産の評価基準及び評価方法
国内向商品……………総平均法による原価法
海外向商品……………個別法による原価法
- (3)固定資産の減価償却の方法
有形固定資産……………定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8~50年
工具・器具及び備品 3~20年
(会計方針の変更)
法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。
- 無形固定資産……………定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- (4)引当金の計上基準
貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。なお、退職給付債務は簡便法に基づき計算しております。
- (5)リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外

のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (6)ヘッジ会計の方法
①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：為替予約取引
ヘッジ対象：外貨建予定取引
- ③ヘッジ方針
当社は、通常の営業過程における輸出入取引により発生する外貨建営業債権債務の将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で、包括的な先物為替予約取引を行っております。また、リスクヘッジの手段としてのデリバティブ取引は為替予約取引のみを行うものとしております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
- (7)その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
①消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
②輸出に関する運賃諸掛、手数料等の販売諸掛及び輸出手形の金利は、売上原価に含めて処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1)担保に供している資産
投資有価証券 34百万円
上記に対応する債務は、買掛金140百万円であります。
- (2)有形固定資産の減価償却累計額 627百万円
- (3)偶発債務
次の関係会社について金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。
・SPKシンガポール(PTE)リミテッド 238百万円
- (4)輸出手形割引高 156百万円
受取手形裏書譲渡高 435百万円
- (5)関係会社に対する金銭債権および金銭債務
短期金銭債権 150百万円
長期金銭債権 1百万円
短期金銭債務 17百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	561百万円
仕入高	53百万円
営業取引以外の取引高	0百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	160,517	—	—	160,517

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産	
たな卸資産評価損否認	19百万円
未払賞与否認	54百万円
未払事業税否認	18百万円
その他	18百万円
繰延税金資産合計	111百万円
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△0百万円
繰延税金負債合計	△0百万円
繰延税金資産の純額	110百万円

(2) 固定資産

繰延税金資産	
退職給付引当金否認	213百万円
未払役員退職慰労金否認	34百万円
その他	2百万円
繰延税金資産合計	250百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△76百万円
繰延税金負債合計	△76百万円
繰延税金資産の純額	173百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
その他(工具器具備品)	193百万円	95百万円	97百万円
ソフトウェア	62百万円	25百万円	37百万円
合計	256百万円	120百万円	135百万円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	55百万円
1年超	83百万円
合計	138百万円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	
支払リース料	39百万円
減価償却費相当額	37百万円
支払利息相当額	1百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係
子会社	S P Kシンガポール(P T E)リミテッド	(所有) 直接100.0	当社仕入商品の販売先及び販売情報の提供元

取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
債務保証(注)	238	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

SPKシンガポール(PTE)リミテッドの銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,713円00銭
(2) 1株当たり当期純利益	127円37銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年5月21日

SPK株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 岡本 高郎 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 佐藤 陽子 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 藤田 立雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SPK株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

平成20年5月26日

SPK株式会社

代表取締役 轟 富和 殿

SPK株式会社 監査役会

常勤監査役 井上 浩一 ㊞
監査役 榎 卓生 ㊞
監査役 中務 尚子 ㊞

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第137期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、以下のとおり報告いたします。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上